

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき工事監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月12日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和2年5月29日から同年11月9日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年11月10日

3 監査の対象

(1) 対象工事

公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(以下「本工事」という。)

(2) 対象部局

ア 都市建設局下水部下水道整備課

イ 財政局財政部契約課

ウ 都市建設局技術監理課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

(1) 想定されるリスク

ア 工事費の積算及び契約事務等が適正に行われないリスク

イ 工事関係法令を遵守した施工が行われないリスク

ウ 不経済な支出が行われるリスク

エ 維持管理費が増大するリスク

オ 施設の品質が低下するリスク

カ 工期が遅延するリスク

キ 工事中に重大な事故が発生するリスク

(2) 主な着眼点

ア 計画	<p>(ア) 上位計画の位置付けに適合しているか。</p> <p>(イ) 道路、河川等の管理者及び鉄道、電気、水道等の事業者との協議は行われているか。交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。</p>
イ 設計	<p>(ア) 事業目的に適合した設計となっているか。</p> <p>(イ) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(ウ) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。</p> <p>(エ) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。</p> <p>(オ) コスト削減意識を反映した設計となっているか。</p> <p>(カ) 維持管理が容易な設計となっているか。</p>
ウ 積算	<p>(ア) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(イ) 歩掛及び単価は適正か。</p> <p>(ウ) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。</p>
エ 契約	<p>(ア) 入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか。</p> <p>(イ) 入札条件、内容が明確に示されているか。</p> <p>(ウ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p>
オ 施工	<p>(ア) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。</p> <p>(イ) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備されているか。</p> <p>(ウ) 設計図書どおり施工されているか。</p> <p>(エ) 法令等を遵守して施工されているか。</p> <p>(オ) 一括下請負はなされていないか。施工体制台帳は整備されているか。監理技術者等は適正に配置されているか。</p> <p>(カ) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。</p> <p>(キ) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は的確に整備されているか。</p>

- | | |
|--|---|
| | (ク)現場の安全管理は適切に行われているか。
(ケ)工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
(コ)工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。 |
|--|---|

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の調査を実施した。なお、調査の一部については、技術士の資格を有する者を擁する公益社団法人大阪技術振興協会(以下「技術振興協会」という。)に委託して実施した。

(1) 工事技術調査

計画、設計、積算、契約及び施工に関する調査について、技術振興協会へ委託して実施し、調査結果報告書を受領した。

ア 書面調査

本工事に係る計画、設計、積算、契約及び施工に関する次の書面等を確認した。

仕様書、契約書、報告書、各種届出書、設計図書ほか工事関係書類一式

イ 聞き取り調査及び工事現場調査

書面調査を踏まえ、令和2年8月6日に担当者等への聞き取り調査及び主に施工に関する工事現場調査を実施した。

(2) 事務局による調査

ア 書面調査

本工事に係る請負契約に関する次の書面等を確認した。

設計図書、入札結果報告書、契約書、支出負担行為書、支出命令書 等

イ 現地調査

技術振興協会が実施する工事現場調査に同行して実施した。

(3) 現場実査

令和2年11月10日に対象工事現場において、工事の施工状況を確認した。

6 本工事の概要

(1) 施工場所 相模原市南区南台3丁目から上鶴間3丁目 地内

(2) 工事延長 2,786.9m

(3) 主な工種 シールド工(仕上り内径 3,250mm) 2,728.9m

管きょ布設工(3, 300mm×3, 000mm) 58.0m
立坑工 3箇所
特殊マンホール 3箇所
付帯工 1式
空気抜き施設 1式
排水及び排砂設備 1式

(4) 契約の概要

ア 契約金額 4,374,000,000円
変更後契約金額 4,340,282,400円
(33,717,600円)

イ 契約方法 一般競争入札

ウ 受注者 西松建設株式会社 横浜営業所

エ 契約期間 平成30年3月5日から令和4年3月15日まで

7 監査の結果

本工事について、監査基準及び令和2年度工事監査(第1期)実施計画に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認められた。

8 意見

(1) 施工計画書について

本工事の施工計画書を確認したところ、トンネルの外壁となるセグメントの接手(つぎて)構造に係る説明や現場で保管管理されている緊急資機材の一覧表など、記載することが望ましい情報の一部が省略されている事例が見られた。施工計画書は、完成までに必要な手順や工法などに関する情報を記載し、円滑な工事管理に資することを目的として作成するもので、工事着手前に市の監督員に提出される書面である。

今後、施工計画書の収受に当たり、必要に応じて工法等に関する情報を図等により簡明に表示することや緊急資機材の保管管理に係る情報を当該書面に盛り込むことを工事管理指標に加えるなど、適切な工事管理に向けた一層の配慮に努められたい。

(2) 労働災害防止について

工事現場の安全管理について確認したところ、書面調査時において、「建設

工事に従事する労働者に対する労働安全衛生教育実施報告書」に、労働安全衛生教育実施者及び受講者の氏名を記した書面が添付されていることを確認できなかった。後日、安全衛生教育が適切に実施されていたことは保管書面により確認できたが、今後、これらの書面を一括して保管管理するよう受注者に対し助言を行うとともに、安全衛生教育の実施に際しては発注者である市も適宜立ち会うなど、公共工事の安全施工に向けた更なる取組を進められたい。